

令和元年度第1回

新宿区みどりの推進審議会小委員会議事録

令和元年10月25日（金）

新宿区 みどり土木部 みどり公園課

令和元年度第1回新宿区みどりの推進審議会小委員会議事録

令和元年10月25日（金）

午後1時30分～午後1時52分

区役所本庁舎3階302会議室

1 開 会

2 審 議

保護樹木等の指定及び解除について

3 連絡事項

4 閉 会

○配布資料一覧

資料1 新宿区みどりの推進審議会小委員会委員名簿（第15期）

資料2 保護樹木等の指定及び解除について

資料3 新宿区みどりの推進審議会小委員会について

資料4 新宿区みどりの条例・同施行規則

資料5 みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック（※回収資料）

資料6 新宿区みどりの基本計画（改定）（※回収資料）

資料7 新宿区みどりの実態調査報告書（第8次）（※回収資料）

小委員会委員 5名

委員長 熊谷洋一 委員 吉川信一

委員 渡辺芳子 委員 小野栄子

委員 小島健志

◎開会

熊谷委員長 それでは、定刻になりましたので、これより令和元年度第 1 回新宿区みどりの推進審議会小委員会を開会いたします。

初めに、本日の出席状況及び配布資料について、事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 皆様、こんにちは。

委員の皆様には大変お忙しい中、またお足元の悪い中、また急な開催にもかかわらず御出席いただきまして、本当にありがとうございます。

私は事務局のみどり公園課長の依田です。どうぞよろしくをお願いいたします。

座って説明させていただきます。

初めに、本日の委員の出席状況について御報告いたします。

本日は、興水委員と椎名委員から欠席の連絡をいただいております。また、現在、池邊委員がお見えになっておりません。このため、本日は 8 名中 5 名の出席によりまして小委員会は成立しております。

次に、本日開催する小委員会について御説明させていただきます。

お手元の資料 3 をごらんください。

小委員会は、新宿区みどりの条例第 28 条の 2 の規定に基づき設けられております。審議事項は、保護樹木等の指定及び解除とみどり公園基金の処分に関することでございます。

これらの審議事項につきまして、迅速な判断が必要で、かつ早急にみどりの推進審議会を開催することが困難な場合に限り開催できます。

委員は、みどりの推進審議会委員のうち会長が指名する 8 人以内で組織され、委員の過半数の出席により成立いたします。

また、委員の皆様の御発言につきましては、みどりの推進審議会小委員会議事録として区のホームページに公開されます。あらかじめ御了承願います。

本日の会議でございますが、午後 2 時 30 分までには終了したいと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

次に、本日の資料について御説明いたします。お手元の資料を御確認ください。

まず、議事次第が一番上となっております。次に、資料 1 で新宿区みどりの推進審議会小委員会委員名簿（第 15 期）、資料 2 としまして保護樹木等の指定及び解除について、資料 3

としまして新宿区みどりの推進審議会小委員会について、そして資料4としまして新宿区みどりの条例・同施行規則、そのほか回収資料でみどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック、また、みどりの基本計画の改定の本編と概要版、そして新宿区みどりの実態調査報告書（第8次）が本日の資料です。

以上、資料の不足等はありませんでしょうか、大丈夫でしょうか。

以上です。

熊谷委員長 ありがとうございます。

◎保護樹木等の指定及び解除について

熊谷委員長 それでは、議事を始めさせていただきます。

本日の審議事項は、保護樹木等の指定及び解除となります。

まず、事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 本日御審議いただくのは、保護樹木の指定解除に関する3件3本でございます。

資料2に基づきまして、担当係長より映像を交えて御説明させていただきます。

申しわけありませんが、室内の明かりを暗くさせていただきます。

事務局（八住） みどりの係長の八住でございます。よろしくをお願いいたします。

このまま座って説明をさせていただきます。

今回御審議いただきますのは保護樹木の解除となりますが、こちらにつきましてお手元の資料2の内容を映像にまとめております。前のスクリーンをごらんください。

今回の保護樹木の解除については、前回審議会の翌日の9月3日から本日10月25日までに申し出をいただいた案件です。

それでは、保護樹木等の指定解除について御説明をいたします。

今回、公有地保護樹木の解除の案件はございません。全て民有地の保護樹木の解除の案件となっております。

保護樹木の解除の案件は3件、本数が3本となります。

1件目が、中落合四丁目の案件です。キリ1本です。台風により半倒木の状態になったということでお申し出がございました。

2件目は、百人町一丁目の案件です。ポプラ1本です。植生診断を行ったところ、腐朽率が高く、倒木の危険があるということでお申し出がありました。

3件目は、下落合三丁目の案件です。ケヤキ1本です。土地を売却するという事でお申し出がありました。

それでは、個別に御説明をさせていただきます。

1件目、中落合四丁目の学校法人目白学園の講内にあるキリ1本です。

9月9日の台風15号の影響で、根が上がってしまいまして、隣接樹木に寄りかかっていたところを、翌日の朝の巡回で管理者が発見したものです。学生などの通行に影響が出て危険であるということで、管理者が委託していた造園会社が9月10日に伐採したということで、その後に区に報告が入りまして、現地確認をいたしました。安全管理の面からやむを得ないということで、今回お諮りするものです。

なお、こちらの敷地では、もともと保護樹木を20本指定しておりましたので、今回1本の解除で、残りが19本になるということでお諮りいたします。

2件目、百人町一丁目の教会の敷地にあるポプラ1本です。

平成30年度に樹木医の職員による現地調査を行い、根元の一部に空洞があるということで経過観察としていたものです。ことしの8月に所有者から改めて区に相談があり、レジストグラフによる腐朽診断を行ったところ、腐朽空洞率73.7%という結果が出ました。所有者と区で、支柱の設置などの対応で何とか残せないかという協議を進めていたのですが、大型の台風が続く中、台風19号の来る直前に、倒木の危険を回避したいという理由で、所有者が幹の途中から枝下ろしを行っております。あわせて、解除のお申し出があったものです。

なお、こちらの敷地では、もともと保護樹木を7本指定しておりましたので、今回1本の解除で、残りが6本になるということでお諮りいたします。

3件目、下落合三丁目の個人宅にあるケヤキ1本です。

土地を売却するという事でお申し出がありました。近隣の土地より一段高くなっている土地でもありまして、維持管理状況などにも少々難があったようで、落葉などでかなり近隣から苦情が入っていたと伺っております。すぐに伐採するというお話は伺っていませんが、一度指定を解除するという事でお諮りいたします。

保護樹木の解除につきましては以上となります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、ただいま御説明いたしました保護樹木等の解除を御承認いただけますと、承認前と比べて保護樹木の総数が3本減りまして、1,261本となります。保護樹林と保護生垣は変更ございません。

御説明は以上です。照明をお願いします。

熊谷委員長 ありがとうございました。

以上、事務局より説明がありましたが、今回の案件については、事前に事務局から小委員会メンバー以外の審議会委員にも意見照会を行いましたので、御意見等が出されておりましたら、事務局より報告をお願いいたします。

みどり公園課長 今回の小委員会の開催に先立ちまして、審議会の委員の皆様には資料を送らせていただいたところですが、今回特に御意見というのはございませんでした。

熊谷委員長 ありがとうございました。

では、改めて小委員会委員の皆様から御質問、御意見をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ、吉川委員。

吉川委員 詳しく御説明、ありがとうございました。

よく状態はわかりませんが、一番目のキリの件は倒木の危険があるということで、業者が先に手を出してしまって、区のほうが後になったというのは、何か順序が逆だったようで、すごく残念に思います。やむを得ないとは思いますが、何かそういった点がちょっと弱みがあるか、まだPRが効いていないかという感じがして経過としては残念だったと思います。大変、やむを得ないと思いますけれども、逆であったならばと残念に思っております。

以上です。

熊谷委員長 ありがとうございました。

何か事務局よりありますか。

みどり公園課長 今の吉川委員の御意見、ごもつともだと思えます。ただ、このキリは台風で傾いてしまい、その後、危険があるという状況でした。なかなか区も今回の15号、19号台風の時、結構職員は区役所等に泊まり込んでいましたが、公園全部と保護樹木全部の様子というのは、瞬時にはわからない状況でした。ですので、半倒木してしまった状況で危険回避のためということで、こういったことはやむを得ないと認識しているところです。

資料4で新宿区みどりの条例をお配りしておりますが、こちらの第15条のところで、「保護樹木の所有者等は次の各号の一に該当するときは、速やかに区長に届け出なければならぬ。」ということで、「保護樹木等を伐採しようとするとき。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行うときは、伐採後遅滞なく届け出るものとする。」、そういうことに該当するのかなと考えてございます。

吉川委員 わかりました。ありがとうございます。

渡辺委員 3件目なんですけれども、これは指定した年度が平成28年ですね。今度土地の一部を売られるということ。あと、6本残っていると伺ったんですが、これは……

事務局（城倉） 残っているのは前の2件目です。

渡辺委員 2件目が残り6本でしたね。3件目についてですが、平成28年に指定して、まだ3年ぐらいですが、もうやむを得ないのでしょうか。

事務局（城倉） これを指定したときには、私が立ち会って、健康状態もいいということで指定をしたのですけれども、その後、どうも落ち葉の問題で近隣とトラブルがあったようで、それが原因かどうかわからないのですけれども、当事者の方が引っ越してしまわれた。そのときに区に連絡はなかったのですけれども、引っ越してしまって、その建物、土地、そのものがほかの人の手に渡ってしまっているという情報を手に入れました。引っ越し先もわからなかったものですから、私どもは登記所に行って登記簿をとって、もともとの所有者に連絡をとりましたところ、既に土地、建物を売ってしまい、そこには住んでいないということで解除の手続きをさせていただきました。

新しい所有者にも連絡をとっているところなんですけれども、まだなかなか連絡がとれない状態なので、とりあえず解除をして、今後どうするかについては新しい所有者と話し合うという形になるのかと思います。

すぐに切られるとかということではなくて、どう管理していくかは今後の課題になっているところです。

熊谷委員長 今の件は、土地を売却して、所有者がかわったけれども、建物もまだ残っているということですか。

事務局（城倉） そのまま残っています。そのまま使うようです。もともとの所有者は建築家の方らしくて、それなりのつくりになっているようで、新しい所有者は、想像ですけれども、それが気に入って買ったのかなというところもあるようです。ただ、連絡がとれないので、その辺も事情が聞けないのでわからないところなのですけれども。

熊谷委員長 真ん中の写真なんか、そういう樹木に配慮した設計になっていますね。

事務局（城倉） そうですね。2階の窓からよくその木が見えるような形で、それと屋上というんですか、ベランダというんですか、そこからも見えるような形につくられている家屋です。

熊谷委員長 これは隣接する近所の方からは、特に落葉の苦情などは出ていないのですか。

事務局（城倉） 出ています。

熊谷委員長 やっぱり出ていますか。

事務局（城倉） はい、落ち葉で。それで、私どもが知るようになったのですけれども。

熊谷委員長 なるほど。ありがとうございました。

どうぞ、小野委員。

小野委員 この件、たしか認定されたときに、囲いの部分とかすごく思い出があって覚えているのですけれども、所有者がかわったということなんです、助成金はそのままもらい続けていたのかなというところがちょっと疑問で、新しい人にかわったら、その時点でやっぱり保護樹木の解除なり再認定なりを行っていかないと、大事な税金でもあると思いますので、いつ引っ越されたのか、その辺、早くわかればよかったのかなというふうに思います。

あと、保護樹木等の推移のこの表なんですけれども、増減が1件3本になっているんですが、3件3本じゃないのかなというふうにちょっと思いましたが、1件なんですか。

事務局（宮田） 所有者件数につきましては、1件目と2件目は解除する保護樹木以外にも保護樹木をお持ちですので、件数減になりません。3件目の案件は、ほかに保護樹木をお持ちではないので1件減るという形になります。

補助金に関しましては、昨年度は、昨年の10月1日現在で3件目の所有者の居住を確認していただきましたので助成しましたが、今年度につきましては、所有者の転居を確認したので書類を発送しておらず、助成金は支出いたしません。

熊谷委員長 何かほかにございますか。いかがでしょうか。

今、来ている台風21号の結果、新たな案件が出てくる可能性はないとは言えないですね。

みどり公園課長 先日19号台風が来ましたが、15号台風のほうが被害が多かった状況です。かなり倒木とかありましたが、19号台風では、公園だけでいいますと、新宿中央公園で大きな枝折れが2本、あとちょっと小さい公園でアオギリの木が1本倒れた被害がありました。あとは、生垣状にしていた樹木が傾くとか、その程度で済みまして、保護樹木についても、今まで待っていますけれども、何もない状態です。

もう皆さん、庭の前とかですので、何かあれば区に連絡があると思うんですが、15号台風のときは枝折れが多少ありました。ですので、大丈夫とは見ております。

熊谷委員長 現在の台風21号の影響はどうでしょうか。

みどり公園課長 今のところ、21号台風は余り近くに来ないで、雨ぐらいで済むのかなということで、大丈夫かなと見ているところです。

渡辺委員 私、出かけてくるとき、すごかったですよ。

みどり公園課長 今少しおさまっていますけれども、まだ警報は出ていますので、ちょっと油断しないで、その辺は見ていきたいと思います。

熊谷委員長 ありがとうございました。

昔の審議会のときには、なかなかこんな直ぐに解除の申請が出てこなくて、実際に気づくまで何年もたっていたり、所有者がどんどんかわっていたり、そういう案件が多くて大変だったんですけれども、おかげさまでここ何年かは審議会の委員の方と、それから特に事務局の皆さんが大変熱心に現場を見ていただいて、そのたびにいろいろな問題を整理していただいているので、本当にありがとうございました。

おかげさまで、私としては、今回の台風で事務局の方が一生懸命頑張っておられなかったならば、どなたか住民の方に被害を与えた可能性は高かったなと考えています。だから、前もって切られた方、そういう意味では卓見だったと思います。あの方がそのまま置いておいて、あの樹木は半分傾いていましたから、もしも倒れて、隣家とか、あるいは下手すると通行人とかに被害を及ぼしていたら大変だったので、そういう意味では皆さんの御協力の賜だと思って感謝をいたしております。ありがとうございました。

それでは、特にほかの審議会委員の皆様からの御質問、御意見もなかったようでございますので、本日のこの案件は事務局の御提案の原案をお認めいただくことにさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

熊谷委員長 ありがとうございました。御異議がないということでございますので、当小委員会として全てを認めることといたします。ありがとうございました。

なお、本日の審議の経過及び結果については、次回のみどりの推進審議会に報告をさせていただきます。

◎連絡事項

熊谷委員長 それでは、最後に連絡事項に移らせていただきます。

事務局よりお願いします。

みどり公園課長 それでは、連絡事項でございます。

次回のみどりの推進審議会、小委員会ではなくて本会のほうですが、令和2年の1月下旬から2月上旬を予定しております。

また、小委員会につきましては、本日のように急を要する案件が生じた場合は、その都度熊谷会長に事前に御相談の上、開催させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

連絡事項は以上でございます。

熊谷委員長 ありがとうございました。

◎閉会

熊谷委員長 大変熱心に長い時間御審議いただき、ありがとうございました。

本日のみどりの推進審議会小委員会は、以上を持って閉会とさせていただきます。

お足元も悪いようですので、できるだけ早くお帰りになるなり、次のお仕事にお向かいいただきしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

午後 1 時 5 2 分閉会